

宮 城 県 公 報

令和 7 年 4 月 22 日（火）
定期第 595 号

目 次

告示

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第 2 号漁業者）（水産林政総務課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（3 件）（同）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）
- 土地改良事業計画変更の認可（同）

人事委員会

- 第 76 回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）
- 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第 1 回））の実施（同）
- 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第 2 回））の実施（同）
- 第 76 回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）、第 83 回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）及び第 1 回市町村立小中学校事務職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施（同）
- 第 116 回警察官 A 採用試験の実施（同）

宮城県告示第286号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 4 月 22 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	石巻市区域（宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区）
区 分	総トン数 20 トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業
同意成立の届出年月日	令和 7 年 4 月 3 日
発起人の住所及び氏名	石巻市さくら町 2 丁目 1 番地 1 木村 優治 石巻市小渕浜小渕 17 番地 1 小池 豊一
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 6 条に規定する漁業
特定第 2 号漁業者数	3 人

宮城県告示第287号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 3 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 4 月 22 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 86 加入区
区 分	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 4 月 3 日
発起人の住所及び氏名	石巻市鮫浦細田 88 番地 米倉 和久 石巻市鮫浦存入田 110 番地 5 阿部 弘幸
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第288号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 3 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 4 月 22 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 87 加入区
区 分	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち谷川の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 4 月 3 日
発起人の住所及び氏名	石巻市谷川浜光ヶ丘 15 番地 渥美 克之 石巻市谷川浜光ヶ丘 13 番地 渥美 政雄
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	4 人

宮城県告示第289号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 3 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 4 月 22 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 88 加入区
区 分	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 4 月 3 日
発起人の住所及び氏名	石巻市泊浜泊 43 阿部 勝 石巻市泊浜台 5－2 平塚 衛
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	2 人

宮城県告示第290号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月15日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 4 月22日

宮城県東部地方振興事務所
所長 武 田 健 久

宮城県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、鳴瀬土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和 7 年 4 月16日認可した。

令和 7 年 4 月22日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武 田 健 久

第76回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊1のとおり実施する。

令和7年4月22日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第1回））を別冊2のとおり実施する。

令和7年4月22日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第２回））を別冊３のとおり実施する。

令和７年４月２２日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

第76回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）、第83回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）
及び第1回市町村立小中学校事務職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊4のとおり実施する。

令和7年4月22日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

第116回警察官A採用試験を別冊5のとおり実施する。

令和7年4月22日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力